

持続化給付金（令和2年度第2次補正予算対象拡大部分）に関するお知らせ

2020年6月26日 お知らせ

＜持続化給付金に係る申請サポートのお願い＞

令和2年度第2次補正予算により、持続化給付金の支給対象に①主たる収入を雑所得・給与所得の収入として計上している個人事業者、②2020年に新規創業した事業者などが含まれるなど、その対象が拡大されました。

このうち、**2019年分の確定申告義務がない者**など一部の者については、「持続化給付金」の申請に際して、税理士の確認を受けた申立書の提出が必要となります。

顧問先及び該当する事業者等から申立書の確認依頼があった場合にはご協力くださいますようお願いいたします。

＜持続化給付金の申請に関する手続等の解説映像の配信開始＞

令和2年度第2次補正予算で拡充された内容、また新たに必要となる手続等について、中小企業庁を講師として税理士向け解説映像を作成し、会員専用ページ及び研修受講管理システムからの配信を開始しました。

なお、本映像は全てご視聴いただくと、1時間の研修受講時間として算入することができます。

新型コロナウイルス感染症に係る会員向け支援情報（会員専用）

[持続化給付金](#)

関連情報

経済産業省

[持続化給付金に関するお知らせ（支給対象の拡大）\[PDF\]](#)

[持続化給付金](#)

中小企業庁

[持続化給付金申請サイト](#)

お知らせ

2020年

2019年

2018年

2017年

2016年

[2016年1月以前の納税者向けのお知らせ](#)

[2016年1月以前の税理士向けのお知らせ](#)

税理士を探す